

所史史料調査の現状と展望——本所所蔵『往復』を中心に——

井 上 聡

はじめに

史料編纂所は、前身となる組織に遡るならば、明治二年（一八六九）以来、正史もしくは史料集の編纂・刊行を目的として、各地に残る史料の収集活動を長年にわたり展開してきた。今日史料編纂所書庫に架蔵される影写本・騰写本の膨大さは、それを物語っている。つとにこうした活動の履歴については、節目を迎えるタイミングで、自己総括的な検証がなされている。正史編纂事業開始から六〇年に編まれた「史料編纂始末」¹（昭和三、一九二八年、以下「始末」と略す）、明治三三年（一九〇〇）の史料集刊行開始から一〇〇年を記念して編纂された『東京大学史料編纂所史史料集』（平成一三、二〇〇一年、以下『史料集』と略す）などがそれに当たる。膨大な関連史料から、本所の動向を跡付けるものを選び出し、編年順に配列するなど、往時の編纂事業や調査活動の概要を知るうえで必須の素材となっている。

事業開始から一五〇年を迎えた今日、右のような計画は予定されていないが、事業遂行の中で蓄積されてきた公文書を保全し、学界共有の研究資源としてゆくことについて、確かな共通認識が形成されつつある。もともと平成一九年度以降、庁舎の補修工事や、キャンパス整備による庁舎変更が相次ぎ、それまで退蔵していた公文書類と向きあわざるを得

なくなつたという側面も多分にあるのだが、いずれにせよ、所の歴史を物語る一次史料を保全し、活用可能な環境を整えようとする意識が、より強くなっていることは明らかである。

こうした流れは、史料集刊行一〇〇周年事業に伴って発足した「所史史料集小委員会」（現「所史ワーキンググループ」）による、二〇年来の幅広い取り組みの成果にほかならない。そうした活動のうち、本稿と密接に関わるのが、平成二二年度に起きた赤門書庫（大正五、一九一六年竣工、写真¹）の大学本部への移管一件である。昭和初頭まで史料編纂掛の書庫として機能していたこの建物は、いつのころからか役目を終えた公文書や、既刊史料集の原稿・校正ゲラなどが、雑多に納められるスペースになつていた。その膨大な収納品は、所史ワーキンググループの尽力によつて現書庫に移送され、整理・分類のうえ保全されることになつたが、このうちに、本稿が主題とする「往復」もまた埋もれていたのである。

1、「往復」の概要

筆者が「往復」の存在を認識したのは、所員となつて五、六年過ぎた二〇〇〇年代の半ばである。ある複製史料の運用について原本所蔵者から問合せがあり、どのような経緯で複製が作成されたのかを知る必要が生じた。その際に先輩所員から、赤門をはさんで南側に位置する赤門書

庫に古い記録があり、それを見れば経緯がわかると教えられた。非現用ながら、その存在は所内である程度認識されており、実際昭和末期には未登録史料の来歴を調べるにあたって、「往復」が参照されていた。

前述のように赤門書庫収蔵史料の移送・保全については、所史ワーキンググループがあたったが、特に明治二十年（一八八八）に正史編纂事業が帝国大学に移管されるまでの文書・記録類については、同グループの松沢裕作氏を中心となって分類・整理を進めた。その成果は既に平成二六（二〇一四）年度から特殊蒐書「修史局・修史館史料」として公開、閲覧に供されたところである。これにつづく整理作業の対象が「往復」であった（写真2）。筆者はワーキングのメンバーではなかったが、史料編纂所所蔵のガラス乾板や台紙付写真といった複製史料の来歴を調査していたこともあり、平成二五年度から「往復」の整理作業に参画している。

前置きが長くなったが、そもそも「往復」とは何なのか。端的に言うならば、修史事業が帝国大学へ移管された以降に作成された、関係各所との往来信を綴った簿冊群である。目下、「往復」として一括されているのは、明治三三年（一八八〇）から昭和二六年（一九五一）までの総計四三七冊であるが、実のところ「往復」に類する簿冊の作成は、事業の大学移管以前に遡る。付表1・2は、現在史料編纂所に残る所史関連史料を、管見の限りで集め、内容ごとに区分して編年順に並べたものである。これを見ると、関係機関との往来信簿冊は明治六年から残されており、こうした簿冊作成は修史局・修史館以来の伝統的な文書管理法であったことが窺われる。本来、これらの往復類も、所謂「往復」と一緒に伝来していたと考えられるが、いずれのころからか、大学移管時を基準とする区分がなされたことで、今日の「往復」が成立したのだろう⁵⁾。

周知のように、大学に移管された正史編纂事業は、明治二五年に起き

た久米邦武の筆禍事件により、翌二六年には中止の憂き目を見る⁶⁾。この間の「往復」はわずかに一冊、明治三三年の「府県往復」のみが残されている。当該期に往復類の生成が、すなわち編纂事業が停滞していたとは考えられず、残存率が芳しくない理由は不明である。あるいは事業の中止、組織の停廃という事実が、何等かの影響を与えたのかもしれない。結果として、「往復」に区分される簿冊群は、明治二八年にミッシェンを史料集編纂へと転換した以降の、すなわち史料編纂掛として再発足した以降のもので占められている。

では下限が昭和二六年となるのは、いかなる経緯によるのだろうか。この年、敗戦後停止されていた史料集刊行について、突如として翌年度からの再開が認められた。年末にこれに即応した組織再編が行われたこと⁷⁾で、おそらく従前の公文書管理組織や体制が一新されたのであろう。とりわけ複製史料の作成・管理を担当していた図書部（昭和二四年からは蒐集管理部）が研究部のなかに吸収されて、史料調査室として再編されたことが、大きな影響を与えたと推定されるのである。

「往復」の作成は、昭和二六年をもって終了し、文書管理は別の形態へと移行したと考えられる。しかし残念ながら、これ以降の往来信については、現在のところ確認できていない。近年、公文書管理法の運用が大学にも及ぶなか、規則に定める保存期間の満了した文書が、積極的に廃棄される傾向にあったことは否めない事実である。想像をたくましくすると、現用の文書管理スペースに配置されていた公文書が、規定に従って順次廃棄となった一方、管理の及ばない倉庫に眠っていた「往復」は、かえって今に伝来する結果になったのではと推察するところである⁸⁾。

続いて、昭和二七年以降の「往復」の来歴を検討しておくことにしよう。作成が中止となった「往復」は、直ちに非現用となってお蔵入りしたわけではない。複製史料の履歴を確認したり、所内外からの照会に對

応するための資料として、長らく書庫内でレファレンスされていたとみられる。それを示すのが、今日残されている木製のカードボックスと、そこに収められた大量のカードである（写真3）。このカードは、大正四年（一九一五）から昭和二六年に至る「往復」の記載内容を抽出したもので、往来信の宛先ごとに五十音順に配列されている。これを使えば、特定の史料所蔵者といつどのような連絡をしたのか、その経緯を詳細に追究することができる。残念ながらカードは前半部が失われており、夕行以降の関係先分一万枚弱を残すばかりだが、「往復」の全体像



写真1 赤門書庫外観（現況、奥の建物）



写真2 整理前の「往復」

を掌握するうえで、非常に重要な手がかりになっている。このカードがどれくらいの期間使われていたのかは判断としないが、その作成コストからみてそれなりの時間にわたって使われていたことは確かである。では、「往復」が赤門書庫に退蔵されたのはいつごろなのか。確たる明証はないが、昭和四七年に新館が増築されるにあたり、旧書庫が取りこわされた時点を、最大の候補としておきたい。非現用となつておよそ二〇年、参照される機会も減ったことで、新書庫に収容されることなく、別棟にある書庫に送られたと推察されるところである。

大正四年四月七日	伯將田中老頭	静岡県富士川町岩淵	7
書名	番 號	176 古文書借用1件	
要件	1. 本朝律 (朝吹英二氏=貸出中) 4月10日 承諾済み、電報来。		
備考	● (カード二號)		

写真3 カード

2、整理・保全作業と研究資源化の現況

平成二五年(二〇一三)から本格的に着手された「往復」の整理作業は、その翌年から科学研究費・基盤研究(A)「原史料メタ情報の生成・管理体系の確立および歴史知識情報との融合による研究高度化」(研究代表者 山家浩樹、二〇一四―一八)のグループに引き継がれて、継続・推進されることになった。同科研は、「近代以後の調査履歴を精査することで、調査対象史料の伝存状況を明らかにし、適宜参照できる体制を整える」ことを主要な目的として位置づけており、「往復」もその分析対象のひとつとして掲げられていた。所史ワーキンググループから、尾上陽介・松沢裕作の両氏が参加し、学内外からも有識者の協力を得て、総合的な整理・保全と収載データの整備に努めたところである。

急務となったのは、劣化が進む簿冊の保全措置であった。各簿冊は、およそ三〇〇〜五〇〇紙からなり、板目紙で表裏に表紙を付して紙縫で綴じた形態をとっている。そのため綴じ目周辺から料紙の劣化が進んでいるものが目立ち、さらに虫損・破損の生じているものもあった。そこで史料保存技室の協力を得て、綴じを外して料紙の負荷を低減し、必要に応じて裏打ちなどの補強を施すとともに、中性紙の収容箱を用意して、保存書庫に配架する方針を定めた。また綴じを外した段階で、全紙のデジタル撮影を行い、今後なるべく原史料に触れずにすむよう措置したところである。

これまでに、本格的な修理が必要な一冊を除き、すべて解体と撮影を完了した。最終的な整備を終えて書庫に収容したものが三〇〇冊余で、残すところあと一四〇冊前後となっている。これまでに約五年の年月を費やしてきたが、もう間もなく保全作業が完了する予定である。

一方、「往復」を高度に活用するための情報化作業は、まだまだ多く

の時間と労力を必要としている。各冊ごとに収載された文書の内容を確認し、年月日・文書番号・往来信の授受先・件名・摘要などを一つ一つ記述してゆくには、膨大な労力が必要となる。現在、約一〇〇冊の処理を終え、ほぼ明治期については検索が可能な段階になっているが、全体からみればまだ四分の一にも達していない。当年度より新たに獲得した科学研究費・基盤研究(A)「コンテキストに応じた人文科学データパッケージ化に関する研究」(研究代表者 山家浩樹、二〇二〇〜二〇二四)を活用することで、さらなる作業促進を図るとともに、その記載内容を史料編纂所が擁する歴史情報処理システム(略称SHIPS)に反映させてゆくことを目指している。「往復」には前近代史料群の、近代以降における伝来情報が凝縮されており、史料学的な検討・分析を行ううえで必須の基盤となる。将来的に所内外から高度利用が可能となるよう環境整備を進めてゆくことが求められているところである。

3、「往復」の史料学的検討

明治二三年(一八九〇)以降、およそ六〇年にわたり作成された「往復」であるが、その編成方法に注目すると、大正四年(一九一五)を境として、大きく二つの時期に区分することができる。前述のように、記載内容の整理はまだ中途であり、詳細な分析はかなわないが、現状において掌握している事項の概略を述べておきたい。

(1)前期 大正四年まで

前期の「往復」編成は、往来信の相手先を、その属性ごとに分類している。詳細は付表2を参照されたいが、府県・官庁・皇華族などのカテゴリーに分類して管理している。さらに書式の変遷をたどると、前期はおよそ次の四つの段階に区分することができる。

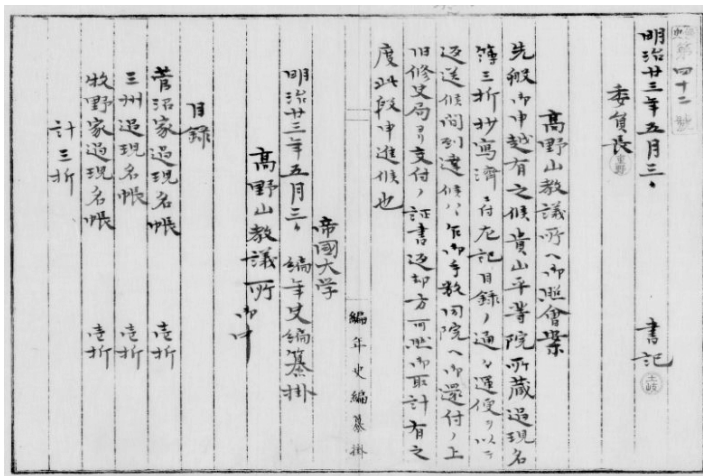


写真4 高野山教議所へ照会 (明治23年府県往復)

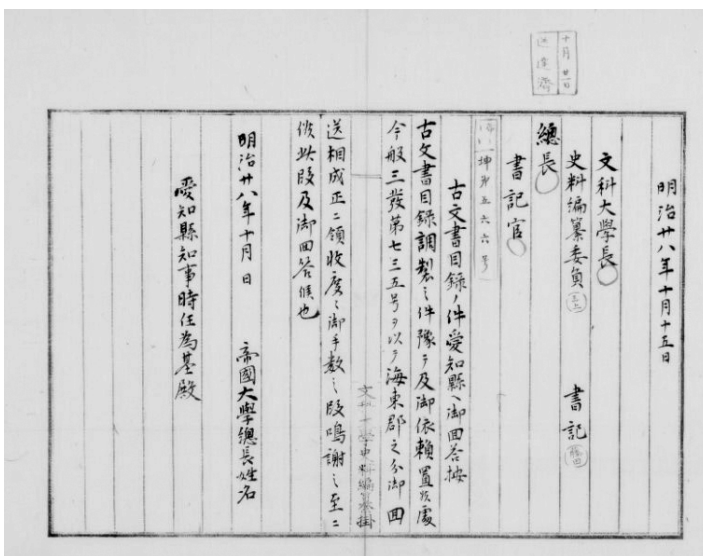


写真5 愛知県へ回答 (明治28年府県往復1)

(a) 明治二三年

先にも触れたように、修史事業の大学移管から史誌編纂掛廃止までの期間、確認できる「往復」はただ一冊、明治二三年の「府県往復」のみである。主として内閣修史局時代に地方から借用した史料について、所在照会・返却に関する往来信がつづられている。発信書類に注目すると、編年史編纂掛委員長の重野安禔と、書記の土岐恭(物品会計管理)の両名によって決裁されており(写真4)、その他の大学関係者は関与していない。付された番号も「修史第〓号」となっていて、独自の管理

体系のなかにあったことがわかる。もつとも同時期の動向を示す「始末」を見ると、明治二十一年一月二〇日付通達で、総長もしくは大学の名をもつて発する書類は、総長の決裁を請うことが明記されており、実際に「始末」には、「稿本国史眼」の頒布に関する決裁など、総長・文科大學長・大学書記が名を連ねたものが散見する。番号も「帝国大学坤第〓号」とあって、大学本部の管理体系で識別されていたことが分かる。区別の詳細は不明ながら、史料の貸借など修史事業の内側で完結するものは、掛に委ねられていたと見てよいのだろう。

(b) 明治二八年〜同三〇年

久米事件による組織廃止から二年、明治二八年を迎えて漸く史料編纂掛として活動を再開する。しかしその活動は五年の時限が定められたほか、厳しい制約が課されていた。例えば、掛員は史料編纂事業遂行にあたって知りえた知見を学外で講演したり、論文として発信することが禁じられていた。⁽¹⁰⁾

「往復」の在り方もまた、これを反映していると言ってよい。二三年段階の「往復」にては、史料貸借などの関係書類は掛内で決裁されていたが、二八年になるとそうしたものはなく、すべて総長・文科大學長・書記という大学当局の決裁を経た「帝国大学坤第〓号」形式に変わっている(写真5)。二八年から官省院庁・府県・社寺・皇

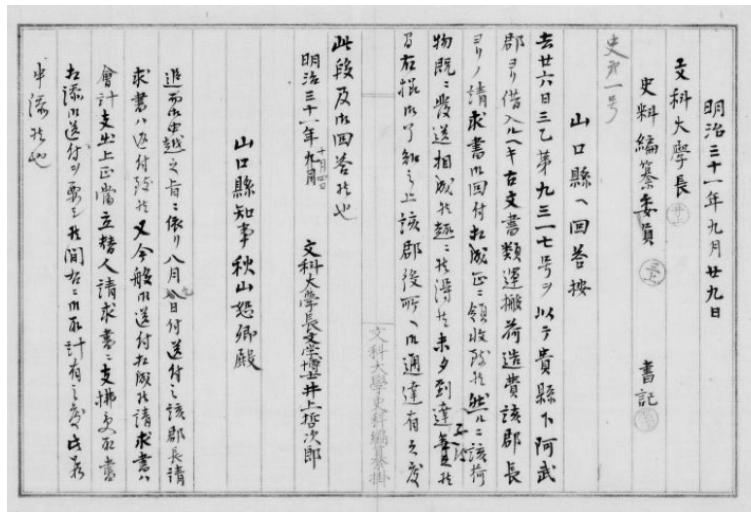


写真6 山口県へ回答（明治31年府県往復）

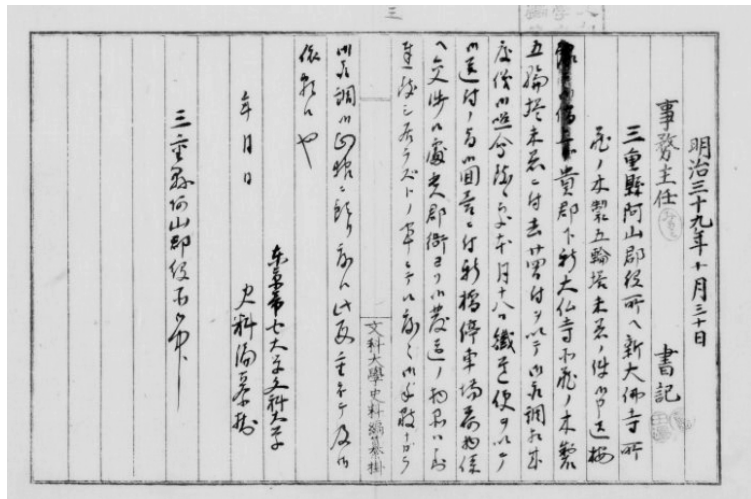


写真7 三重県阿山郡へ連絡（明治39年府県往復）

在り方は、明治三十一年に入ると変化が兆してくる。史料借用にあたっては、従来どおり総長名の照会状を作成して依頼するが、その後の所蔵者とのやりとりでは、文科大学長、史料編纂委員、書記が決裁する「史第〓号」という書式が確認されるようになる（写真6）。またより此事にあつては、文科大学長も関与しない、主任（現在の所長に相当、編纂委員の代表者）と書記のみで起案・発信される書式も登場し、当初は無番号であつたものの、次第に「史第〓号」の体系に組み込まれていった。

華士族平民と多種の「往復」が残されているが、掛内のみで決裁された文書は一通もない。久米事件を踏まえて、文書管理体制の面からも掛の動きは大学当局の強い統制下にあつたとみられる。五年を限つて再開となつた編纂事業は、独自色を抑えた安全運転に努めていたといえるだろう。

(c) 明治三十一年～同四三年

史料編纂掛の文書作成・管理に、大学当局が全面的に関与するという

だろう。まさにこの年には、業務の進捗が評価され、翌三三年度から五年を限つて事業延長が認められている。こうした状況の改善もあつて、三三年度には『大日本史料』『大日本古文書』の刊行開始が現実のものとなつた。

一五年の事業延長期間に入ると、総長が起案に関与するケースは、帝室博物館・宮内省など特定の相手先に限定されてくる。それ以外は、ほぼ「史第〓号」の書式となり、かつまた文科大学長が関与する形式も漸

減し、史料所蔵者に史料借用を依頼する場合に限られるようになる。相手から承諾を受けたのちのやり取りは、事務主任（明治三三年以降）と書記による掛内決裁で処理されている（写真7）。

例えば明治四三年分を通覧すると、三五〇件以上の起案がなされたうち、総長名義の発信はわずか三件に、文科大学長名義も一〇〇件以下となっており、編纂掛の自立と編纂事業の安定性が着実に進んだことが窺われる。

(d) 明治四四年～大正三年

明治四四年から、往来信の宛先属性による分類のほかに、内容による類別が始まる。これは史料集出版の開始から一〇年を迎え刊行物も増加し、その発送・受領・問い合わせが増加してのことによると思われる。これら出版に関わる事務文書は、史料貸借などの往来信と區別して、新たに「乙」類として綴られることになる。この年、赤門南脇に旧医科大学建物を移築し、独立の専用庁舎として使用を開始したことも、何らかの影響をもたらしたのかもしれない⁽¹¹⁾。

「乙」類は事務的内容ということもあり、書記（物品会計官吏）および事務担当（嘱託補助）が決裁し、事務主任ら編纂担当者が関与することとはなかった。なお「乙」類にあつては、初見の四四年度から「史亥第〇号」のように、管理番号に当該年の一二支を付している（写真8）。

また宛先別編成の「往復」においても、新しい動きが確認されるようになる。総長以下の決裁書式、文科大学長の関わる決裁書式、掛事務主任と書記による決裁という基本構造は変わらないが、一部に史料編纂官（以下編纂官と略記）と書記という形式で公文が発行されるようになる⁽¹²⁾。

編纂官とは、明治三八年度に導入された新たな身分制度である⁽¹²⁾。時限事業に従事する編纂員の立場を強めるために、掛として強く要求し、勝ち取った成果であった。こうした地位向上から数年を経て、公文の発信

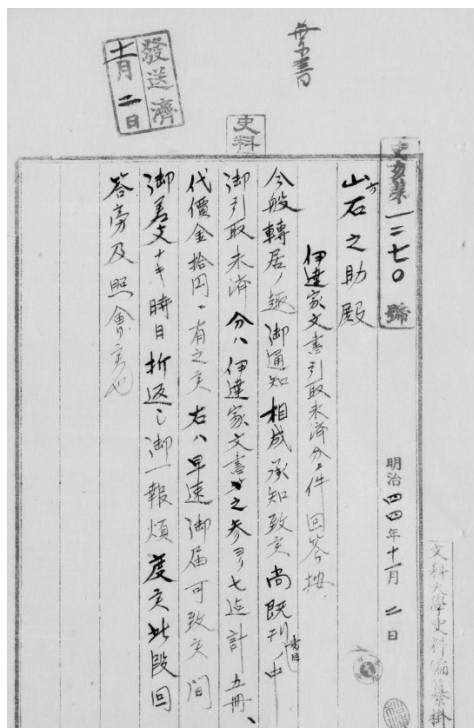


写真8 山方石之助へ回答（明治44年往復・乙4）

においても、編纂官に一定の権限が認められるようになったのだろう。実際c段階にても、事務主任と書記による起案に、編纂官が欄外に署名捺印を加えるという事例を確認することができる。それが発展すること、一つの書式として認められるに至ったのだろう。

なお、宛先別に編成された公文書にあつても、明治四五年以降、「史子第〇号」のように、管理番号に十二支が付される書式へと変化している。

(2)後期 ～大正四年以降

大正四年（一九一五）を境として、往来信を宛先の属性別に分類するというやり方を改め、宛先の如何を問わずに時系列で並べるという方式に転換されている。これにより史料貸借など編纂業務の内容に関わる往来信は「甲」類として、出版物の発送などに関する「乙」類と区分されるようになった。先に述べた二万点弱のカードは、後期「往復」のうち

「甲」類に収められた情報を抽出したものである。

実のところ、大正四年に、なぜ編成方法が変わったのかは判然としない。ただ明治三三年に一五年間を限って認められた事業延長が、大正三年で満了となり、翌四年から新たな段階に移行したと無関係ではないだろう。この段階で編纂事業は、時限的であったものから、なし崩しのながらも恒久事業へと転換したと推察される。しかし、これについて「始末」や『史料集』からは、明確な兆証を見いだせず、いかなる状況によるものであったのか、今後の研究を俟つほかない。

後期の「往復」も前期と同様に幾つかの画期が見いだされる。以下、三つの段階をおって、その特徴を概観しておきたい。

(a) 大正四年～同七年

当該期は、右述の公文編成方法の転換をのぞけば、原則として前期の c・d 段階を踏襲している。総長決裁による「帝国大学坤第ノ号」を通番とするものは、正倉院調査を依頼する宮内省宛公文などに限定されており、史料借用に関する伺いほか編纂事業上の重要な案件は、文科大学長・編纂掛事務主任・書記の決裁による「史(一二支)第甲ノ号」が用いられている。より軽微な要件は、事務主任と書記のみが決裁し、担当の編纂官が署判を加える形式をとっている。また、まれに担当編纂官と書記という形式も確認される。

変化として注目すべきは、大正七年以降、借用史料の返却にあたって、編纂官を中心とした所員(一部編纂官補や嘱託を含む)にその旨を告知する書式を作成し、了解をとるという手続きが登場することである(写真9)。書面には、返却告知の文面に加えて、確認を要する人々の氏名・官職が予め印刷されており、回覧に供されている。編纂官らは、返却内容を確認すると、氏名・官職の下に花押もしくは印を据えてゆく。史料未見などの理由で一見を希望する場合は、近傍にそのむねを

書き添えるのが通例となっている。こうした手続きは、以降戦時中まで維持されてゆく。

もう一つの注目すべき変化は、同じ大正七年から登場する図書部監督である。この年五月、編纂官の辻善之助が初めてこれに任じており、図書部を統括するようになる。伴って以降、その職掌に関連する公文には、事務主任・書記が決裁する「史(一二支)第甲ノ号」形式に、監督が署判を据えるようになった。

このように当該時期になると、編纂官集団やそこから選任される図書部監督の動向が公文書に反映されるようになり、掛の活動に即した文書管理体制が整備されたことを窺い知ることができる。

(b) 大正八年～昭和一九年

大正八年、帝国大学令の改正に伴い文科大学が文学部に改組されると、史料編纂掛もまた文学部の附属施設へと移行している。こうした全学的な変化と時を同じくして、掛内部の状況にも新たな動きが生じてい



写真9 回覧(大正7年 往復・甲1)

る。掛成立当初より主導的立場にあつて、長く事務主任の地位にあつた三上参次が同年七月に退任、次世代である黒板勝美がその後を襲つてゐる。こうした転換と並行して、公文書の在り方にも顕著な変化が見いだされる。それは文学部長決裁による書式がほぼ消滅してゆくことである。文科大学から文学部に移行した直後の大正八年度には、まだ文学部長が決裁に加わる文書が確認されるものの、翌九年度以降になると、ほとんど目にするものはなくなつてゆく。前述のように、それまで史料所蔵者への借用依頼など、編纂活動の枢要を占める案件においては、必ず文科大学長の決裁を仰いできた。学部移行にともない、こうした手続きが次第に省かれてゆくことで、史料編纂掛はより自立的な立場を確立したと見てよいだろう。大正九年に事務主任となつた辻は、このうち編纂掛の拡張を目指した運動を展開してゆくが、その背景には、掛の自立に裏付けられた自信があつたのだろう。

以降の書式上の変化で特記すべきこととしては、図書部監督が大正一¹⁵年度で姿を消し、一¹⁶二年度から、代わつて図書主任が登場することである。編纂官ポストであつた監督から、編纂官補や嘱託から選任される主任へと変化した背景はつまびらかでないが、掛発信の決裁は、このうち事務主任・図書主任・書記で稟議される形をとつてゐる。

もう一つ注目すべきは、昭和四年（一九二九）の史料編纂所への改称である。関東大震災によつて深刻な打撃をうけた本学は、大規模な再建工事を推進してゆく。赤門南隣にあつた史料編纂掛は、奇跡的に罹災を免れたものの、もとより旧医科大学建物を期限付で移築利用していたこともあり、昭和三年に竣工した新しい庁舎（現在の庁舎）に移転することになった。こうした環境整備もあつて、翌四年七月には、史料編纂掛から史料編纂所へと改称され、事務主任も所長と改められている。依然として官制上は文学部のもとに置かれていたが、独立した部局としての

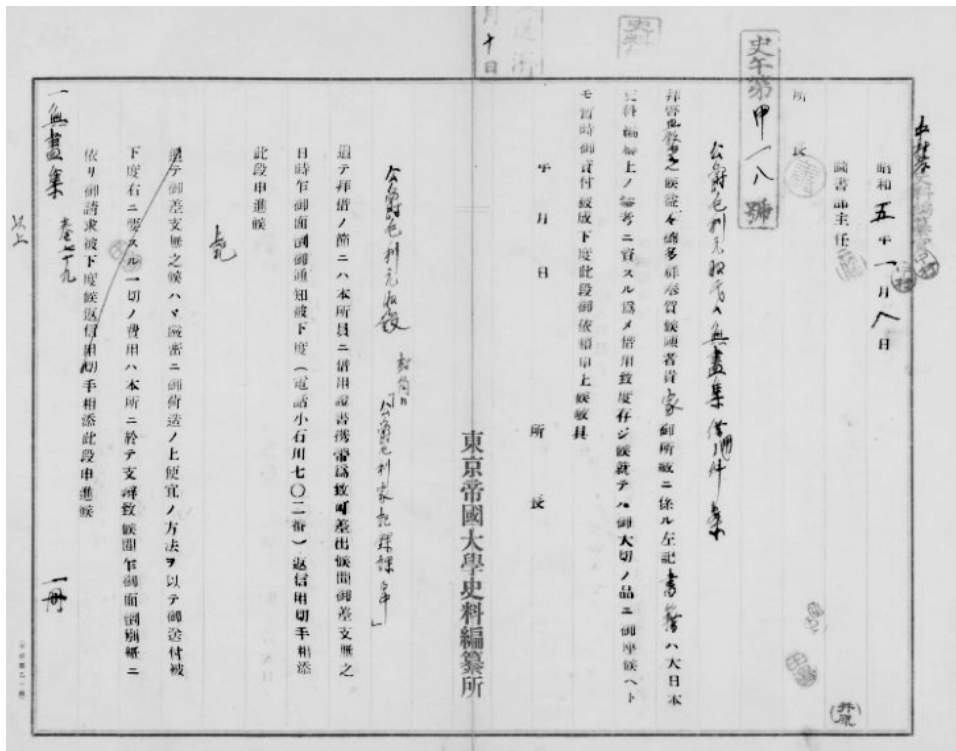


写真 10 毛利公爵家へ史料借用願（昭和 5 年 往復・甲 1）

体裁が整いつつあったと評価できるだろう。伴って公文も、所長・図書主任・書記の決裁と、関係編纂官の署判という形式をとり（写真10）、以後基本的書式として長く定着することとなった。

(c) 昭和二年～同二六年

戦局の悪化と敗戦に伴う混乱により、編纂事業は事実上停止に追い込まれてしまう。伴って昭和二〇・二一年度の「往復」は残されておらず、漸く「往復」が復活するのは同二二年のことである。

敗戦を契機として、大学を含めた社会体制は急激に転換したが、編纂所にあつては昭和二一年四月に編纂官制度の廃止という形で現われた。従前の編纂官・編纂官補がすべて文部事務官に改められたことを受けて、編纂部門ごとにも部長を置いて管理の体制を整えている。⁽¹⁸⁾

敗戦後も公文書の体裁は従前と変わらず、所長・図書主任・事務による決裁で処理されており、変化といえば、編纂官に代わって担当部長の署判が登場するのみである。文書番号も「史第甲ノ号」という表記が継続して使用されている。なお乙類の「往復」は戦後一冊も残されておらず、どのような管理体制がとられていたのか定かでない。

他方、注目すべき変化としては、二二年以降、総長決裁の公文が消え、すべて所内で完結するようになったことが挙げられる。戦前期、正倉院調査に関する申請のみは、伝統的に総長の決裁を仰いでいたが、それも途絶えて、所長名による申請に切り替わっている。

そのうち昭和二三年度になると、「往復」の編成に大きな変化が見られる。二三年度の「往復」は一度七月で完結し、八月以降分は翌二四年度と合綴されている。この変則的な編成は、八月時点で、従来甲類に分類されていた文書類が、「史図第ノ号」という新たな番号体系へと移行したことを受けたものである。文書の決裁などに特段の変化は見られないが、管理大系に大きな変化があったと推測される。

この変更がどのような意図によるのか詳らかではないが、二三年度の後半、当時文部省にあった維新史料編纂会を史料編纂所に移管する計画が進んでおり、伴って様々な組織再編の動きが諮られていた。果たして翌二四年、図書部は新たに蒐集管理部と改められ、図書主任は蒐集管理部長になっている。⁽¹⁹⁾「往復」にみる管理体系の変化は、こうした組織再編の動きを先取りするものだったのだろう。

昭和二五年四月、国立大学設置法の改正により、史料編纂所は漸く独立の附置研究所となった。⁽²⁰⁾既に自立した管理体制を整えていたゆえか、「往復」に綴られた文書には特段の変化は見られず、最終年となる昭和二六年を迎えることになる。同年蒐集管理部がさらに再編されるなかで「往復」は終焉を迎えるが、その経緯は先に1で述べたとおりである。

おわりにかえて — 今後の展望と課題 —

本稿では、「往復」の伝来、研究資源化の現状、時期ごとの書誌的特徴について、そのあらましを紹介した。まだ作業は半ばであり、なすべきことが山積している。以下、残された課題を整理することで、今後目指すべき地点を明示しておきたい。

○「往復」収載情報の目録化

現在、この作業は全体の四分の一度を完了したにすぎない。四三〇冊余、およそ二万頁におよぶ情報を有効に活用するためには、目録化は不可欠である。明治中期から戦後に至るまで、史料編纂所がどのようなポリシーで、いかなる史料を収集してきたのが明らかとなれば、史料学・史学史ほか様々な分野において、きわめて有効なツールとなるはずである。かつまた目録化されたメタ情報を、所蔵史料目録データベース(Hi-cat)にリンクして、影写・謄写など複製史料の書誌に反映させることができるならば、個別史料のより深い理解・分析を喚起すること

なるだろう。

難読の書状類を多く含む史料群であるが、有為な人材を多く得ることで、さらなる進捗を図ってゆく必要がある。

○関連諸情報との有機的な連携の促進

付表にも示したとおり、「往復」には密接に関連する所史史料が多数ある。とくに史料採訪事業の成果をまとめた「史料蒐集復命書」「史料蒐集目録」⁽²¹⁾は「往復」と表裏一体の存在と言ってよい。膨大な複製史料の生成過程を詳細に把握するためには、この三者を総合的に検討・分析しなければならぬ。

また構成員が各自で記した日記・記録類との照合も極めて重要となる。公的記録では窺い知れない背景・文脈をつかむことが可能となり、より豊かな像が浮かびあがってくることになるだろう。とりわけ枢要なポストにあった田中義成（編纂主任）・辻（事務主任・所長）・龍爾（所長）の日記が残されていることは大変貴重である。こうした史料を丹念に読み込むことで、「往復」が持つ情報をより有効なものに鍛えてゆくことが俟たれている。

○「往復」の公開環境の調整

「往復」収載情報は、すべて七〇年以上を遡るものとはいえ、史料所蔵者に関する個人情報も多く含んでいるため細やかな対応が必要となる。かつ史料集編纂事業を遂行するなかで、今日に至るまで安定した信頼関係を築いてきた関係先も多数含まれている。こうした事情に鑑みながら、公文書公開に関する一般的方法との整合性にも留意しつつ、研究資源化の方途を探らねばならない。自然災害や戦災など様々な経緯で消滅あるいは不明となってしまう史料は多い。そうした遺失史料の履歴を探るうえで、「往復」は極めて重要な材料となりうる。地域史研究や地方史誌類編纂に大いに裨益することは言うまでもないだろう。

以上、課題は多岐にわたるが、まずは着実になしうるところから作業するほかない。継続的な事業として安定して取り組めるよう、広く所内外からご指導・ご支援をいただければ幸いである。

注

- (1) 所蔵史料目録データベースより画像が公開されている。
- (2) 赤煉瓦作りの瀟洒なこの建物は、キャンパス整備のなかでレストランに改修されることになり、史料編纂所の管理下を離れた。
- (3) 松沢裕作「明治太政官における歴史記述の模索」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二二号、二〇一一年）、同「修史局における正史編纂構想の形成過程」（松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ』山川出版社、二〇一五年）など参照。
- (4) 史料編纂所所蔵ガラス乾板をめぐる取り組みは、画像史料解析センターの一プロジェクトとして進められてきた。その経緯や成果については、久留島典子・高橋則英・山家浩樹編『文化財としてのガラス乾板』（勉誠出版、二〇一七年）参照。
- (5) 明治七年より明治一八年に至るまで、歴史課・修史局・修史館を中核として進められた府県史編纂業務に関する往復類は、業務内容からみて、もとより区分されていたものと推察される。
- (6) 松沢裕作『重野安繹と久米邦武』（山川出版社、二〇一二年）。
- (7) 昭和二六年二月一日改正 史料編纂所組織規程（『史料集』第一章一七号）。
- (8) 平成二三年に書庫狭隘化への対応として、非現用書類が相当量処分されており、そうした機会に隠滅してしまった可能性は否定できない。
- (9) 『稿本国史眼』は、明治二三年に帝国大学から刊行された官撰の日本通史。史誌編纂委員であった重野安繹・久米邦武・星野恒らの編による。
- (10) 明治二八年四月一七日制定 文科大学史料編纂掛員規約（『史料集』第一章五二号）。
- (11) 明治四四年七月 旧医科大学建物移築工事落成につき報告（『史料集』

第六章三号)。

- (12) 明治三十八年三月二八日制定 史料編纂官官制(『史料集』第一章六四号)。
- (13) 辻善之助関係史料七一―一九(『史料集』第五章九号)。
- (14) 三上參次履歷書(『史料集』第三章二三号)。
- (15) 大正九年七月から辻が事務主任に転じると、後任として渡辺世祐が任じられていた(『史料集』第三章九号)。
- (16) 編纂嘱託の伊木寿一が任命されている(同右)。
- (17) 昭和四年七月九日改正 文学部史料編纂所処務規定(『史料集』第一章八二号)。
- (18) 昭和二年三月三十一日制定 史料編纂所部長会議規則(『史料集』第一章九九号)。
- (19) 昭和二四年六月末現在 史料編纂所の業務組織(『史料集』第一章一一二号)。
- (20) 昭和二五年五月二五日 史料編纂所機構改正に関する理由書(『史料集』第一章一一三号)。
- (21) 史料編纂所所蔵。史料蒐集復命書は架番号〇一七〇一が明治六年から昭和一七年まで、架番号〇一七〇一七三が昭和二二年以降となる。史料蒐集目録は架番号〇一七〇一三が明治一八年から昭和一八年まで、架番号〇一七〇一七五が昭和二三年以降となる。
- (22) 田中の日記・雑記は、史料編纂所に田中義成先生雑録(架番号四一四四―二二)としてまとめられている。採訪記録・日記類は、昭和二八・三〇・三一・三四・三八・三九年分が残されている。辻の日記類は明治二三年から昭和二八年に及ぶ長大なもので、現在姫路文学館の所蔵に帰している(原則非公開)。龍の日記は、大正四年から昭和二三年に及び、史料編纂所所蔵特殊蒐書の龍肅関係史料に収められている。

諸往復	採訪関係		届等級・履歴等
	採訪書類	史料蒐集復命書 (0170-1)・同目録 (0170-3)	
往復留 (修01-084)・院中諸分課廻達留 (修01-081)			
			修史局職員諸届綴 (0170-22)
内外史往復 (修01-111)・各課往復 (修01-419)	京都府史料採訪一件書類 (修01-150)		修史局雜綴 (0170-16・17)・修史局職員諸届綴 (0170-22)・歴史課中官員諸届綴 (0170-24)・館中官員履歴 (修01-426)
府県往復 (修02-005)・皇華士族社寺往復 (修04-003)・本局各科寮往復 (修04-007)・院中送達録 (修01-047)・院省使庁往復 (修01-049)・第四科往復 (修02-087)			修史局雜綴 (0170-16・17)・修史館雜書綴込 (0170-25)・修史局職員諸届綴 (0170-22)
官中送達録 (修01-048)			修史館雜書綴込 (0170-25)・修史局職員諸届綴 (0170-22)・局員官員事件 (修01-659)・修史館官員履歴 (0170-20)・修史館官員転免履歴 (0170-21)
用途掛往復 (修01-016)・府県往復 (修01-018)・皇華士族社寺往復 (修01-052)・官中廻達録 (修01-054)・院省使往復 (修01-092)・官中往復 (修01-427)			修史局職員諸届綴 (0170-22)・館中官員事件 (修01-429)・修史館官員転免履歴 (0170-21)
			修史局職員諸届綴 (0170-22)・修史館官員転免履歴 (0170-21)
官中往復 (修01-605)			修史館官員転免履歴 (0170-21)

【付表 1】 関連史料年表稿（明治 2 年～同 22 年） ※カッコ内数字は架番号

西暦	和暦	組織変遷	公務日誌類	往復類
				府県史関連往復
1869	明治 2	史料編輯国史校正局		
1870	明治 3			
1871	明治 4			
1872	明治 5	正院歴史課		
1873	明治 6		日記 (修 05-001)	
1874	明治 7			宮城県史往復書 (修 01-001)・国史編輯二付往復 (修 01-067)・長野県史往復書 (修 01-138)・石川県史往復書 (修 01-145)・高知県史往復書 (修 01-161)・和歌山県史往復書 (修 01-162)・広島県史往復書 (修 01-165)・福島県史往復書 (修 01-168)・大分県史往復書 (修 01-172)・山形県史往復書 (修 01-173)
1875	明治 8	修史局	日記 (修 05-002)	宮城県史往復書 (修 01-001)・山口県史往復書 (修 01-002)・使府県史往復領収 (修 01-014)・開拓使領収留 (修 01-015)・使府県誌往復 (修 01-065)・開拓使往復 (修 01-070)・熊本県史往復書 (修 01-137)・長野県史往復書 (修 01-138)・岡山県史往復書 (修 01-144)・石川県史往復書 (修 01-145)・秋田県史往復書 (修 01-157)・愛媛県史往復書 (修 01-160)・高知県史往復書 (修 01-161)・和歌山県史往復書 (修 01-162)・広島県史往復書 (修 01-165)・青森県史往復書 (修 01-166)・福島県史往復書 (修 01-168)・福岡県史往復書 (修 01-171)・大分県史往復書 (修 01-172)・山形県史往復書 (修 01-173)・鳥根県史往復書 (修 01-174)・岐阜県史往復書 (修 01-178)
1876	明治 9		修史局日録 (0170-10・11) 修史局日記 (0170-13)	宮城県史往復書 (修 01-001)・山口県史往復書 (修 01-002)・使府県往復目次 (修 01-066)・開拓使往復 (修 01-070)・熊本県史往復書 (修 01-137)・長野県史往復書 (修 01-138)・岡山県史往復書 (修 01-144)・石川県史往復書 (修 01-145)・秋田県史往復書 (修 01-157)・愛媛県史往復書 (修 01-160)・高知県史往復書 (修 01-161)・和歌山県史往復書 (修 01-162)・岩手県史往復書 (修 01-164)・広島県史往復書 (修 01-165)・青森県史往復書 (修 01-166)・福島県史往復書 (修 01-168)・福岡県史往復書 (修 01-171)・大分県史往復書 (修 01-172)・山形県史往復書 (修 01-173)・鳥根県史往復書 (修 01-174)・鹿兒島并宮崎県史往復書 (修 01-177)・岐阜県史往復書 (修 01-178)
1877	明治 10	修史館	修史館日記 (0170-13) 修史館日記 (0170-12)	宮城県史往復書 (修 01-001)・山口県史往復書 (修 01-002)・使府県往復目次 (修 01-068)・使府県誌往復 (修 01-069)・開拓使往復 (修 01-070)・熊本県史往復書 (修 01-137)・長野県史往復書 (修 01-138)・岡山県史往復書 (修 01-144)・石川県史往復書 (修 01-145)・秋田県史往復書 (修 01-157)・愛媛県史往復書 (修 01-160)・高知県史往復書 (修 01-161)・和歌山県史往復書 (修 01-162)・岩手県史往復書 (修 01-164)・広島県史往復書 (修 01-165)・青森県史往復書 (修 01-166)・福島県史往復書 (修 01-168)・福岡県史往復書 (修 01-171)・大分県史往復書 (修 01-172)・山形県史往復書 (修 01-173)・鳥根県史往復書 (修 01-174)・鹿兒島并宮崎県史往復書 (修 01-177)・岐阜県史往復書 (修 01-178)
1878	明治 11		修史館日記 (0170-12)	宮城県史往復書 (修 01-001)・山口県史往復書 (修 01-002)・使府県誌往復 (修 01-069)・熊本県史往復書 (修 01-137)・長野県史往復書 (修 01-138)・岡山県史往復書 (修 01-144)・石川県史往復書 (修 01-145)・秋田県史往復書 (修 01-157)・愛媛県史往復書 (修 01-160)・高知県史往復書 (修 01-161)・和歌山県史往復書 (修 01-162)・岩手県史往復書 (修 01-164)・広島県史往復書 (修 01-165)・青森県史往復書 (修 01-166)・福島県史往復書 (修 01-168)・福岡県史往復書 (修 01-171)・大分県史往復書 (修 01-172)・山形県史往復書 (修 01-173)・鳥根県史往復書 (修 01-174)・鹿兒島并宮崎県史往復書 (修 01-177)・岐阜県史往復書 (修 01-178)
1879	明治 12		修史館日記 (0170-12)	宮城県史往復書 (修 01-001)・山口県史往復書 (修 01-002)・熊本県史往復書 (修 01-137)・長野県史往復書 (修 01-138)・岡山県史往復書 (修 01-144)・石川県史往復書 (修 01-145)・秋田県史往復書 (修 01-157)・愛媛県史往復書 (修 01-160)・高知県史往復書 (修 01-161)・和歌山県史往復書 (修 01-162)・岩手県史往復書 (修 01-164)・広島県史往復書 (修 01-165)・青森県史往復書 (修 01-166)・福島県史往復書 (修 01-168)・福岡県史往復書 (修 01-171)・大分県史往復書 (修 01-172)・山形県史往復書 (修 01-173)・鳥根県史往復書 (修 01-174)・鹿兒島并宮崎県史往復書 (修 01-177)・岐阜県史往復書 (修 01-178)
1880	明治 13		修史館日記 (0170-12)	宮城県史往復書 (修 01-001)・山口県史往復書 (修 01-002)・熊本県史往復書 (修 01-137)・長野県史往復書 (修 01-138)・岡山県史往復書 (修 01-144)・石川県史往復書 (修 01-145)・秋田県史往復書 (修 01-157)・愛媛県史往復書 (修 01-160)・高知県史往復書 (修 01-161)・和歌山県史往復書 (修 01-162)・徳島県史往復書 (修 01-163)・岩手県史往復書 (修 01-164)・広島県史往復書 (修 01-165)・青森県史往復書 (修 01-166)・福島県史往復書 (修 01-168)・福岡県史往復書 (修 01-171)・大分県史往復書 (修 01-172)・山形県史往復書 (修 01-173)・鳥根県史往復書 (修 01-174)・鹿兒島并宮崎県史往復書 (修 01-177)・岐阜県史往復書 (修 01-178)

諸往復	採訪関係		届等級・履歴等
	採訪書類	史料蒐集復命書 (0170-1)・同日録 (0170-3)	
省院使往復 (修 01-004)			修史館官員転免履歴 (0170-21)
			修史館官員転免履歴 (0170-21)
省院使往復 (修 01-005)・府県往復 (修 01-019)・皇華士族社寺往復 (修 01-053)・往復類 (修 01-091)・官中往復 (修 01-428)・本館并各局等回達録 (修 01-017)			館中官員事件 (修 01-430)・修史館官員転免履歴 (0170-21)
			修史館官員転免履歴 (0170-21)
省院使往復 (修 02-011)・府県往復 (修 02-012)・皇華士族往復 (修 02-013)・官中往復 (修 02-014)・本館并各局等回達録 (修 02-015)	関東六県文書採訪日記 (0170-32・33・34)・関東六県採訪文書目録 (0170-39)	復命書 1・目録 1 (茨城)・目録 2 (栃木)・目録 3 (千葉)・目録 4 (群馬)・目録 5 (埼玉)・目録 6 (神奈川)	館中官員事件 (修 02-216)・修史館官員転免履歴 (0170-21)
關中往復 (修 01-045)	採訪日記〔京都・大阪・滋賀〕(0170-35)・採訪日記〔京都・大阪・滋賀〕(0170-38)	復命書 2・目録 7~14 (京都)・目録 15 (滋賀)・目録 16 (大阪)	局員事件綴込 (01-431)・修史館官員転免履歴 (0170-21)
省院序往復 (修 02-017)・關中往復 (0170-26)・回達書類 (修 02-089)	福岡・大分採訪目録 (0170-40)・九州史料採訪一件書類 (修 01-151)	目録 17 (九州 7 県)	局員事件綴込 (01-658)・修史館官員転免履歴 (0170-21)
官省往復 (修 02-018)・五県来翰 (修 02-031)	採訪日記〔兵庫・徳島・土佐・愛媛・香川・和歌山〕(0170-36)・採訪日記〔兵庫・徳島・土佐・愛媛・香川・和歌山〕(0170-37)・採訪史料目録 (0170-69)	復命書 3・復命書 4・目録 18 (兵庫)・目録 19 (和歌山)・目録 20 (徳島)・目録 21 (愛媛)・目録 22 (香川)・目録 23 (高知)・目録 24 (大阪)・目録 25 (徳島)・目録 26 (高知)・目録 27 (愛媛)・目録 28 (香川)・目録 29, 30 (兵庫)・目録 31, 32 (和歌山)	修史局院諸届綴 (0170-23)・局員事件綴込 (修 01-432)・修史館官員転免履歴 (0170-21)

西暦	和暦	組織変遷	公務日誌類	往復類
				府県史関連往復
1881	明治 14			宮城県史往復書(修01-001)・山口県史往復書(修01-002)・熊本県史往復書(修01-137)・長野県史往復書(修01-138)・岡山県史往復書(修01-144)・石川県史往復書(修01-145)・福井県史往復書(修01-146)・秋田県史往復書(修01-157)・愛媛県史往復書(修01-160)・高知県史往復書(修01-161)・和歌山県史往復書(修01-162)・徳島県史往復書(修01-163)・岩手県史往復書(修01-164)・広島県史往復書(修01-165)・青森県史往復書(修01-166)・福島県史往復書(修01-168)・福岡県史往復書(修01-171)・大分県史往復書(修01-172)・山形県史往復書(修01-173)・鳥根県史往復書(修01-174)・鹿児島并宮崎県史往復書(修01-177)・岐阜県史往復書(修01-178)
1882	明治 15		明治史要科館中日記(修01-635)	宮城県史往復書(修01-001)・山口県史往復書(修01-002)・熊本県史往復書(修01-137)・長野県史往復書(修01-138)・岡山県史往復書(修01-144)・石川県史往復書(修01-145)・福井県史往復書(修01-146)・秋田県史往復書(修01-157)・愛媛県史往復書(修01-160)・高知県史往復書(修01-161)・和歌山県史往復書(修01-162)・徳島県史往復書(修01-163)・岩手県史往復書(修01-164)・広島県史往復書(修01-165)・青森県史往復書(修01-166)・福島県史往復書(修01-168)・福岡県史往復書(修01-171)・大分県史往復書(修01-172)・山形県史往復書(修01-173)・鳥根県史往復書(修01-174)・鳥取県史往復書(修01-176)・鹿児島并宮崎県史往復書(修01-177)・岐阜県史往復書(修01-178)
1883	明治 16		明治史要科館中日記(修01-629)	宮城県史往復書(修01-001)・山口県史往復書(修01-002)・熊本県史往復書(修01-137)・長野県史往復書(修01-138)・岡山県史往復書(修01-144)・石川県史往復書(修01-145)・福井県史往復書(修01-146)・札幌県史往復書(修01-153)・秋田県史往復書(修01-157)・愛媛県史往復書(修01-160)・高知県史往復書(修01-161)・和歌山県史往復書(修01-162)・徳島県史往復書(修01-163)・岩手県史往復書(修01-164)・広島県史往復書(修01-165)・青森県史往復書(修01-166)・福島県史往復書(修01-168)・福岡県史往復書(修01-171)・大分県史往復書(修01-172)・山形県史往復書(修01-173)・鳥根県史往復書(修01-174)・富山県史往復書(修01-175)・鳥取県史往復書(修01-176)・鹿児島并宮崎県史往復書(修01-177)・岐阜県史往復書(修01-178)
1884	明治 17		館中日記(修01-625)	宮城県史往復書(修01-001)・山口県史往復書(修01-002)・使府県史往復雑書(修01-077)・熊本県史往復書(修01-137)・長野県史往復書(修01-138)・岡山県史往復書(修01-144)・石川県史往復書(修01-145)・福井県史往復書(修01-146)・札幌県史往復書(修01-153)・秋田県史往復書(修01-157)・愛媛県史往復書(修01-160)・高知県史往復書(修01-161)・徳島県史往復書(修01-163)・岩手県史往復書(修01-164)・広島県史往復書(修01-165)・青森県史往復書(修01-166)・福島県史往復書(修01-168)・福岡県史往復書(修01-171)・大分県史往復書(修01-172)・山形県史往復書(修01-173)・鳥根県史往復書(修01-174)・富山県史往復書(修01-175)・鳥取県史往復書(修01-176)・鹿児島并宮崎県史往復書(修01-177)
1885	明治 18		館中日記(修01-628)	宮城県史往復書(修01-001)・山口県史往復書(修01-002)・広島県往復(修01-020)・府県史補続著手要件(修01-071)・使府県史往復雑書(修01-077)・熊本県史往復書(修01-137)・長野県史往復書(修01-138)・岡山県史往復書(修01-144)・石川県史往復書(修01-145)・福井県史往復書(修01-146)・沖繩県史往復書(修01-152)・札幌県史往復書(修01-153)・秋田県史往復書(修01-157)・根室県史往復書(修01-158)・宮崎県往復書(修01-159)・愛媛県史往復書(修01-160)・高知県史往復書(修01-161)・徳島県史往復書(修01-163)・岩手県史往復書(修01-164)・広島県史往復書(修01-165)・青森県史往復書(修01-166)・佐賀県史往復書(修01-167)・福島県史往復書(修01-168)・福岡県史往復書(修01-171)・大分県史往復書(修01-172)・山形県史往復書(修01-173)・鳥根県史往復書(修01-174)・富山県史往復書(修01-175)・鳥取県史往復書(修01-176)・鹿児島并宮崎県史往復書(修01-177)
1886	明治 19	内閣臨時修史局	修史局日記(0170-15)	
1887	明治 20		修史局日記(0170-15)	
1888	明治 21	臨時編年史編纂掛	修史局日記(0170-15)	

【付表 2】 関連史料年表稿（明治 22 年～昭和 29 年）

※ カッコ内数字は架番号，史料蒐集復命書は 0170-1, 0170-73 による。史料蒐集目録は 0170-3, 0170-75 による。

西暦	和暦	組織変遷	往復	採訪関係	
				採訪書類	史料蒐集復命書・目録
1889	明治 22	臨時編年史 編纂掛		長野県採訪文書目録 (0170-41)・茨城・宮城・岩手・福島採訪文書目録 (0170-42・43)・静岡・山梨・長野三県文書目録 (0170-44)	復命書 5・目録 33 (茨城)・目録 34 (福島)・目録 35 (宮城)・目録 36 (岩手)・目録 37 (栃木)・目録 38 (岩手)・目録 39 (静岡)・目録 40 (山梨)・目録 41 (長野)
1890	明治 23	↓	府県往復		
1891	明治 24	史誌編纂掛		茨城・宮城・岩手・福島採訪文書目録 (0170-45)	
1892	明治 25	↓		愛知県文書目録 (0170-46)・三重県文書目録 (0170-47)・広島県採訪文書目録 (0170-48)	
1893	明治 26	廃止		福岡・大分・佐賀・熊本採訪文書目録 (0170-49)・福岡・大分採訪文書目録 (0170-50)・熊本県文書目録 (0170-51)	
1894	明治 27	↓			
1895	明治 28	史料編纂掛	官省院庁往復，府県往復 1・2，社寺往復，皇華士族社寺平民往復	岐阜県採訪文書目録 (0170-52) 鳥根県史料蒐集目録 (0170-82)	復命書 6・目録 42 (鳥取)・目録 43, 44 (鳥根)・目録 45 (岐阜)
1896	明治 29			山口県史料採訪目録 (0170-53)・史料蒐集復命書 (愛知・三重) (0170-68)	復命書 7・目録 46 (鳥取)・目録 47 (三重)・目録 48 (愛知)・目録 49 (岡山)・目録 50 (広島)・目録 51~55 (山口)・目録 56 (岡山)・目録 57 (広島)・目録 58 (山口)
1897	明治 30		閣省院庁等往復，皇華士族社寺平民往復，府県往復	青森県史料編纂材料目録 (0170-54)	復命書 8・目録 59, 60 (新潟)・目録 61 (富山)・目録 62 (京都)・目録 63 (富山)・目録 64 (福井)・目録 65 (石川)・目録 66 (鳥根)
1898	明治 31		閣省院庁等往復，皇華士族社寺平民往復，府県往復	秋田県史料編纂材料目録 (0170-55)・山形県史料採訪目録 (0170-56)・鹿児島県史料編纂材料目録 (0170-57)	復命書 9・目録 67 (山形)・目録 68 (秋田)・目録 69 (京都)・目録 70 (秋田)
1899	明治 32		華族往復，官省等往復，社寺人民往復，府県往復		復命書 10・目録 72 (東京)・目録 73 (埼玉)・目録 74 (群馬)
1900	明治 33		華族往復，官省学校往復，社寺往復，府県往復	秋田県史料採訪目録 (0170-58)	
1901	明治 34		官庁并学校往復，社寺往復上・下，皇華族往復，府県往復，諸氏往復		復命書 11・目録 75~77 (京都)
1902	明治 35		官庁并学校往復，社寺往復，皇華族往復，府県往復，諸氏往復		復命書 12
1903	明治 36		官庁并学校往復，社寺往復 1~3，皇華族往復，府県往復 1~3，諸氏往復		復命書 13・目録 78 (和歌山)・目録 79, 80 (京都)・目録 81 (奈良)・目録 82 (和歌山)
1904	明治 37		官庁并学校往復，社寺往復 1~3，皇華族往復，府県往復 1~4，諸氏往復		復命書 14・目録 83 (京都)・目録 84 (愛知)・目録 85 (京都)・目録 86 (大阪)・目録 87 (滋賀)・目録 88 (神奈川) 目録 89 (青森)・目録 90 (岩手)
1905	明治 38	(編纂官制度)	官庁并学校往復，社寺往復 1~4，皇華族往復，府県往復 1・2，諸氏往復 1・2	採訪書類目録 (0170-59)	復命書 15・目録 91 (愛知)・目録 92 (京都)・目録 93 (奈良)・目録 94 (岡山)
1906	明治 39		官庁并学校往復，社寺往復 1・2，皇華族往復，府県往復，諸氏往復	京都府・滋賀県採訪目録 (0170-60)	復命書 16・目録 95 (京都)

西暦	和暦	組織変遷	往復	採訪関係	
				採訪書類	史料蒐集復命書・目録
1907	明治 40		官庁并学校往復, 社寺往復1~3, 皇華族往復, 府県往復, 諸氏往復1・2	東京府及埼玉県蒐集史料目録 (0170-61)	復命書17・目録71 (山形)・目録96 (大阪)・目録97 (京都)・目録98 (広島)
1908	明治 41		官庁并学校往復, 社寺往復1・2, 皇華族往復, 府県往復, 諸氏往復1・2		復命書18・目録99, 100 (京都)・目録101 (滋賀)・目録102 (茨城)
1909	明治 42		官庁并学校往復, 行政裁判所往復, 社寺往復1・2, 皇華族往復, 府県往復, 諸氏往復1・2		復命書19・目録103 (京都)・目録104 (熊本)・目録105 (滋賀)・目録106 (京都)
1910	明治 43		官庁并学校往復, 行政裁判所往復, 社寺往復1・2, 皇華族往復, 府県往復, 諸氏往復1・2		復命書20・目録107 (大阪)
1911	明治 44		官庁并学校往復, 行政裁判所往復, 社寺往復1・2, 皇華族往復, 府県往復, 諸氏往復1・2, 往復乙1~4		復命書21・目録108 (栃木)
1912	大正元		官庁并学校往復, 社寺往復1・2, 皇華族往復, 府県往復, 諸氏往復1・2, 往復乙1~5		復命書22
1913	大正 2		官庁并学校往復, 社寺往復1・2, 皇華族往復, 府県往復, 諸氏往復1・2, 往復乙1~4		復命書23・目録109 (愛知)
1914	大正 3		官庁并学校往復, 社寺往復1・2, 皇華族往復, 府県往復, 諸氏往復1・2, 往復乙2		復命書24・目録110 (京都)・目録111 (滋賀)・目録112 (大阪)
1915	大正 4		往復甲1~8, 往復乙1~3		復命書25・目録113 (滋賀)
1916	大正 5		往復甲1~6, 往復乙1~3, 学内往復		復命書26・目録114 (京都)
1917	大正 6		往復甲1~6, 往復乙1~3, 学内往復		復命書27・目録115~119 (京都)・目録120 (広島)・目録121 (東京)・目録122 (大阪)・目録123 (和歌山)
1918	大正 7		往復甲1~5, 往復乙1~3, 学内往復		復命書28・目録124, 125 (京都)・目録126 (大阪)・目録127 (京都)・目録128 (大阪)
1919	大正 8	(文科大学→文学部)	往復甲1~4, 往復乙1, 学内往復		復命書29・目録129, 130 (京都)・目録131 (静岡)・目録132 (京都)・目録133 (山梨)・目録134 (長崎)・目録135 (佐賀)・目録136 (宮崎)・目録137 (岐阜)・目録138 (福井)・目録139 (新潟)
1920	大正 9		往復甲1~4, 往復乙1・2, 学内往復		復命書30・目録140 (神奈川)・目録141 (京都)・目録142 (三重)・目録143 (静岡)・目録144 (長野)・目録145 (福井)・目録146 (石川)・目録147 (群馬)・目録148 (新潟)・目録149 (岐阜)・目録150 (奈良)
1921	大正 10		往復甲1~5, 往復乙1・2, 学内往復	史料採訪書目録 (0170-62)	復命書31・目録151 (愛知)・目録152 (京都)・目録153 (滋賀)・目録154 (奈良)
1922	大正 11		往復甲1~5, 往復乙1, 学内往復		復命書32・目録155 (京都)・目録156 (滋賀)・目録157 (愛知)・目録158 (神奈川)
1923	大正 12		往復甲1~3, 往復乙1・2, 学内往復		復命書33・目録159 (京都)・目録160 (石川)・目録161 (岐阜)・目録162 (愛知)・目録163 (愛知)

西暦	和暦	組織変遷	往復	採訪関係	
				採訪書類	史料蒐集復命書・目録
1924	大正 13	(大拡張)	往復甲 1~5, 往復乙 1・2, 学内往復		復命書 34・目録 164 (朝鮮)・目録 165 (長崎)・目録 166 (愛知)・目録 167 (福島)・目録 168 (栃木)・目録 169 (茨城)・目録 170 (福井)・目録 171 (愛媛)・目録 172 (長崎)・目録 173 (愛知)
1925	大正 14		往復甲 1~7, 往復乙 1, 学内往復		復命書 35・目録 174 (埼玉)・目録 175 (鹿児島)・目録 176~181 (京都)・目録 182 (鹿児島)
1926	昭和元		往復甲 1~8, 往復乙 1~7, 乙別冊, 日本金石文関係往復	愛媛県史料採訪目録稿 (0170-63)・愛媛県採訪目録 (0170-65)・愛媛県史料採訪目録 (0170-84)	復命書 36, 37・目録 183~186 (京都)・目録 187 (神奈川)・目録 188 (東京)・目録 189 (愛知)・目録 190 (福岡)・目録 191 (長崎)・目録 192 (熊本)・目録 193 (岩手)・目録 194 (福島)・目録 195 (京都)・目録 196 (京都)・目録 197 (大分)・目録 198 (鹿児島)・目録 199 (大分)・目録 200 (京都)
1927	昭和 2		往復甲 1~10, 往復乙 1~2, 日本金石文関係往復, 学内往復	愛媛県採訪目録 (0170-64) 愛媛県史料採訪目録 (0170-84)	復命書 38・目録 201 (奈良)・目録 202 (東京)・目録 203 (長野)・目録 204 (山梨)・目録 205 (京都)・目録 206 (愛知)・目録 207 (岐阜)・目録 208~210 (京都)・目録 211 (福岡)・目録 212 (東京)・目録 213 (東京)
1928	昭和 3	(現在地に移転) ▼	往復甲 1~9, 往復乙 1~3, 日本金石文関係往復		復命書 39・目録 214 (京都)・目録 215 (東京)・目録 216 (大阪)・目録 217 (和歌山)・目録 218 (東京)・目録 219 (熊本)・目録 220, 221・目録 222 (京都)・目録 223 (滋賀)・目録 224, 225・目録 240 (京都)
1929	昭和 4	史料編纂所	往復甲 1~9, 往復乙 1・2, 日本金石文関係往復		復命書 40・目録 226 (東京)・目録 227 (長野)・目録 228 (徳島)・目録 229 (山口)・目録 230 (奈良)・目録 231 (大分)・目録 232 (熊本)・目録 233 (福岡)・目録 234 (静岡)・目録 235~237 (京都)・目録 238 (広島)・目録 239 (福岡)・目録 241 (鳥根)・目録 242 (埼玉)
1930	昭和 5		往復甲 1~10, 往復乙 1, 日本金石文関係往復		復命書 41・目録 243 (熊本)・目録 244 (奈良)・目録 245 (三重)
1931	昭和 6		往復甲 1~10, 往復乙 1, 宮内省図書寮往復	史料蒐集復命書 1 [宮崎] (0170-80)	復命書 42・目録 246 (奈良)・目録 247 (山梨)・目録 248 (千葉)・目録 249 (香川)・目録 250 (三重)・目録 251 (愛知)・目録 252 (大阪)・京都・岡山・滋賀)・目録 253 (宮城)・目録 254 (鹿児島)
1932	昭和 7		往復甲 1~10, 往復乙 1, 宮内省図書寮往復	宮崎県下史料蒐集目録 (0170-66)・史料蒐集復命書 2 [宮崎] (0170-80)・史料蒐集目録 1・2 [山形] (0170-71)	復命書 43・目録 255 (静岡)・目録 256 (愛知)・目録 257 (香川)・目録 258 (高知)・目録 259 (東京)・目録 260 (宮城)
1933	昭和 8		往復甲 1~11, 往復乙 1, 宮内省図書寮往復	史料蒐集目録 1・2 [山形] (0170-71)	復命書 44・目録 261 (富山)・目録 262 (山口)・目録 263 (京都)・目録 264 (広島)・目録 265 (山口)・目録 266 (鹿児島)・目録 267 (大阪)・目録 268 (高知)・目録 269 (東京)・目録 270 (神奈川)・目録 271 (東京)・目録 272 (富山)・目録 273 (石川)・目録 274 (福井)・目録 275 (奈良)
1934	昭和 9		往復甲 1~10, 往復乙 1, 宮内省図書寮往復		復命書 45・目録 276 (広島)・目録 277 (佐賀)
1935	昭和 10		往復甲 1~12, 往復乙 1, 宮内省図書寮往復		復命書 46・目録 278 (徳島)・目録 279 (大阪等)・目録 280 (滋賀)・目録 281 (京都)・目録 282 (高知)・目録 283 (神奈川)・目録 284 (千葉)

西暦	和暦	組織変遷	往復	採訪関係	
				採訪書類	史料蒐集復命書・目録
1936	昭和11		往復甲1~10, 往復乙1, 宮内省図書寮往復	史料蒐集目録3〔福岡〕(0170-71)	復命書47・目録285(奈良)・目録286(徳島)・目録287(大阪)・目録288(徳島)・目録289(高知)・目録290(愛媛)・目録291(香川)・目録292(佐賀)
1937	昭和12		往復甲1~11, 往復乙1, 宮内省図書寮往復	史料蒐集目録4〔京都〕(0170-71)	復命書48・目録293(京都)・目録294(奈良)・目録295(京都)・目録296(大阪)・目録297(奈良)・目録298(大阪)
1938	昭和13		往復甲1~10, 往復乙1, 宮内省図書寮往復		復命書49・目録299(山口)・目録300(広島)・目録301(大阪)・目録302(兵庫)・目録303~305(和歌山)
1939	昭和14		往復甲1~10, 往復乙1, 宮内省図書寮往復	奈良県下採訪目録(0170-67)	復命書50・目録306(埼玉)・目録307(山形)・目録308(鳥取)・目録309(京都)・目録310(奈良)・目録311(京都)
1940	昭和15		往復甲1~10, 往復乙1, 宮内省図書寮往復	富山県下史料蒐集目録(0170-83)	復命書51・目録312, 313(京都)・目録314(長崎)
1941	昭和16		往復甲1~9, 往復乙1, 宮内省図書寮往復		復命書52・目録315(京都)・目録316~318(滋賀)・目録319(鳥取)・目録320(鳥根)・目録321(奈良)・目録322(京都)・目録323(兵庫)
1942	昭和17		往復甲1~7, 往復乙1		復命書53・目録324(鳥取)・目録325(石川)・目録326(京都)
1943	昭和18		往復甲1~6	史料蒐集目録5・6〔石川〕(0170-71)	目録327~329(滋賀)
1944	昭和19		往復甲1		
1945	昭和20				
1946	昭和21				
1947	昭和22		往復甲1		復命書1(山形)
1948	昭和23		往復甲1, 往復1(史図)		復命書2(茨城)・復命書3(新潟)・目録1, 2(茨城)・目録3(新潟)
1949	昭和24	(維新史料編纂事業移管)	往復1(史図)		復命書4(新潟)・復命書5(京都)・目録4(新潟)・目録5(京都)
1950	昭和25	(大学附置研究所)	往復1(史図)		復命書6(京都)
1951	昭和26		往復1(史図)		
1952	昭和27	(史料集出版事業再開)			復命書7(新潟)・復命書8(滋賀・長崎・福岡)・目録6(長崎・福岡)
1953	昭和28				
1953	昭和29	(教官制導入)			復命書9(広島)・目録7(広島)